

一七九五年憲法（訳）三・完

山本浩三

第九編 軍隊

第二七四条 軍隊は、外敵にたいし國を防衛し、かつ國內で秩序の維持と法律の執行を確保するために設けられる。

第二七五条 軍隊は、本質的に服従を旨とする。いかなる部隊も審議することができない。

第二七六条 軍隊は、駐屯國民衛兵と現役國民衛兵に區別される。

駐屯國民衛兵

第二七七条 駐屯國民衛兵は、すべての市民と武器を携帶することができる市民の子供で構成される。

第二七八条 その組織とその規律は、全共和国内で同じである。それらは法律によって定められる。

第二七九条 いかなるフランス人も、駐屯國民衛兵の名簿に記載されていない場合には、市民の諸権利を行使することができない。

第二八〇条 官等の差別と従属関係は、軍務と関連し、その期

間のあいだだけ存続する。

第二八一条 駐屯國民衛兵の將校は、その國民衛兵を構成する市民によって適時選出され、あいだをおいたのちにしか再選されえない。

第二八二条 一県全体の國民衛兵の指揮権は、平常はただ一人の市民に委託されえない。

第二八三条 一県の全國民衛兵を召集する必要があると思われる場合には、執政府が臨時の指揮者を任命することができる。

第二八四条 人口一〇〇、〇〇〇人以上の町においては、駐屯國民衛兵の指揮権は、平常はただ一人の市民に委託されえない。

現役國民衛兵

第二八五条 共和国は、平時においても、現役國民衛兵の名の下に、陸軍と海軍を有給で維持する。

第二八六条 軍隊は兵役志願により、必要な場合には、法律が定める方法により編成される。

第二八七条 フランス市民の諸権利を取得しなかつたいかなる

外国人も、フランス軍隊に入ることをゆるされえない。ただし共和国確立のために一または数回従軍した場合は別である。

第二八八条 陸海軍の司令官または長は、戦争の場合以外には任命されない。かれらは、随意に取消されうる委任を、執政府から受ける。この委任の存続期間は、一戦闘にかぎられる。ただしこの委任は延長される。

第二八九条 共和国の軍隊の総指揮権は、ただ一人の人に委託されえない。

第二九〇条 陸海軍は、規律、裁判手続および刑罰の性質にかんして、特別法に服する。

第二九一条 駐屯国民衛兵、現役国民衛兵のいがなる部分も、共和国の国内勤務のためには、法律によって定められた手続において、文官の文書による要請にもとづく以外には行動することができない。

第二九二条 軍隊は、その管轄区域内でしか行政権によって要請されえない。軍隊は、県の行政府によつて許可されない場合は、他の郡に行くことができず、執政府の命令がなければ、他の県に行くことができない。

第二九三条 ただし立法府は判決の執行とフランス領土で起訴された人の訴追を軍隊によつて確保する方法を定める。

第二九四条 切迫した危険の場合には、一郡の市町村行政府は、隣接の郡の国民衛兵を要請することができる。この場合においては、要請した行政府と要請された国民衛兵の長は、ひと

しく県の行政府にたちに報告しなければならない。第二九五条 いかなる外国の軍隊も、立法府の事前の同意なしには、フランス領土に導入されえない。

第一〇編 国民教育

第二九六条 共和国には小学校が設けられ、そこで生徒は、読み書き、初步の算数および初步の道徳を学ぶ。共和国はこの学校の先生に住居の費用を与えねばならない。

第二九七条 共和国の諸地区において上級学校が設けられ、その数は最小限二県に一校が設けられる。

第二九八条 全共和国のために、発見物を収集し、芸術と科学を完成する任にあたる国家的協会が設けられる。

第二九九条 国民教育の諸施設は、相互のあいだにいがなる従属関係もなく、行政上の連絡関係もない。

第三〇〇条 市民は、教育と教養の特殊の施設、ならびに科学、文学および芸術の進歩に協力するための自由な結社を作る権利をもつてゐる。

第三〇一条 市民間の友愛を保ち、市民を憲法と祖国と法律に結びつけるために、国の祭日を設ける。

第一一編 財政

租税

第三〇二条 租税は、毎年立法府によつて審議され、決定されることは、租税を設定する権限は立法府に専属する。租税が、明示

的に更新されなかつたならば、一年以上存続することができない。

第三〇三条 立法府は、必要と思う種類の租税を設けることができる。ただし地租と人頭税は毎年設定されねばならない。

第三〇四条 憲法の第一二条と第一三条の場合においてではなく、直接税の名簿に記入されていなかつたすべての人は、その市町村の市町村行政に登録される権利をもち、その地方の三日分の農業労賃に等しい人頭税がそれに登録される権利をもつ。

第三〇五条 前条の登録は、毎年収穫月の間しかおこなわれない。

第三〇六条 すべての性質の租税は、すべての納税義務者のあいだに、その能力に応じて割当てられねばならない。

第三〇七条 執政府は、租税の徴収と納入を指揮し、監督し、かつこのために、必要なすべての命令を与える。

第三〇八条 大臣によつて署名されかつ証明された省の支出の詳細な計算書は、毎年の立法期のはじめに公表される。

種々の租税とすべての公収益の収入表についても同じである。

第三〇九条 これらの支出表と収入表は、その性質にしたがつて区別され、中央行政の各部分において、毎年歳入額と歳出額を発表する。

第三一〇条 省における特別支出と裁判所、行政、科学の進歩、すべての公務および公営造物にかんする特別支出の計

算書もおなじく公表される。

第三一一条 県および市町村の行政は、立法府によつて定められた総額を超えるいかなる割当もすることができず、立法府によつて許可されることなしには、県、市町村および郡の市民の負担になるいかなる地方的負債を審議しまたは許可することもできない。

第三一二条 すべての種類の貨幣の铸造と発行、その価値と重量の決定およびその模様を定める権限は、立法府に専属する。

第三一三条 執政府は、貨幣の铸造を監督し、直接にこの検査をおこなうことを任務とする官吏を任命する。

第三一四条 立法府は、植民地の租税とその本国との通商関係を決定する。

国庫と会計

第三一五条 五人の国庫委員が置かれる。かれらは五百人会の提出した三倍の名簿にもとづき、元老院によつて選挙される。

第三一六条 国庫委員の任期は五年である。その一人が毎年改選され、あいだをおかずまた制限なしに再選されうる。

第三一七条 国庫委員は、つきのことを任務とする。
　　國のすべての歳人の監督

　　基金の移動、立法府によつて同意されたすべての歳出の支払を命ずること。

各県の直接税の収稅官、各種の國の収稅官、および縣において設けられる支出担当官と收入と支出の勘定をおこなうこと。

基金の厳確かつ規則正しい徵收を確保するために必要な通信を、前記の収稅官および支出担当官、國の収稅官および行政と保つこと。

第三一八条 国庫委員は、つきのことによらなければいかなる支払もおこなうことができず、これに違反すると瀆職罪として処罰される。

1 立法府の命令によること。ただし各項目について立法府に定められた限度の金額。2 執政府の決定によること。
3 支出を命じる大臣が署名すること。

第三一九条 国庫委員は、おなじくつきの場合にはいかなる支払にも同意することができない。これに違反すると瀆職罪として処罰される。すなわち、この種の支出に關係ある大臣によって署名された支払命令書に、執政府の決定の日付もその支払を許可する立法府の命令の日付も記載していない場合。

第三二〇条 各県の直接税の収稅官、各種の國の収稅官および各県の支出担当官は、おのおの報告書を国庫に送付する。国庫はそれを検査し、それを決定する。

第三二一条 五人の國の会計委員が置かれる。五人の國の会計委員は、国庫委員と同じ手續と同じ要件によって、同じ時期に、立法府によって選出される。

第三二二条 特別の報告書と証拠書類をそえた、共和国の歳入

と歳出の一般報告書が国庫委員によって会計委員に提出され、会計委員は、それを検査し、決定する。

第三二三条 会計委員は、その仕事中において発見した濫用、公金私消、およびすべての責任ある事がらを立法府に通知する。会計委員は、共和国の利益になる諸処置を両院に提案する。

第三二四条 会計委員によつて決定された報告の結果は、印刷され、公表される。

第三二五条 国庫委員も会計委員も、立法府による以外は、停職にも免職にも処せられない。ただし、立法府の休会中は、執行府は、臨時的に、二人まで国庫委員を停職または更迭することができる。ただし、立法府の各院が開会するとすぐに、立法府の各院にそのことを報告しなければならない。

第一二編 対外関係

第三二六条 戰争は、執政府の正式かつ必要な提案にもとづき、立法府の命令によつてのみ決定されうる。

第三二七条 立法府の両院は、通常の手續で、戦争が決定される命令を定める。

第三二八条 フランス共和国にたいする切迫しましたはじまつた敵対行為、威嚇または戦争の準備の場合において、執政府は、國の防衛のために、その意のままになるように委ねられている手段を用いる義務があり、そのことは直ちに、立法府に通知しなければならない。

執政府は、おなじく、この場合において、状況が必要とする軍隊の増強と新しい立法上の処置を指示することができる。

第三二九条 執政府だけが、外国との政治関係を維持し、交渉を指導し、適当と思うように陸海軍を配置し、戦争の場合にその指揮を規律することができる。

第三三〇条 執政府は、休戦、局外中立宣言のような予備条約を締結する権能を与えられる。執政府は、おなじく秘密協定を締結することができる。

第三三一条 執政府は、すべての講和条約、同盟条約、休戦条約、中立条約、通商条約および国の福祉のために必要と思う他の協定を、外国と締結し、調印または調印させる。

これらの条約と協定は、執政府によって任命され、かつその訓令をうける外交官によって、フランス共和国の名において商議される。

第三三二条 条約が秘密条項を含む場合においては、この条項の規定は、明示の条項を破毀することができず、いかなる共和国の領土の譲渡も含むことができない。

第三三三条 条約は、立法府によって審査されかつ批准されたのちにはじめて有効となる。ただし秘密条項は、執政府によって締結されるやいなや臨時にその執行をゆるすことができるのである。

第三三四条 立法府の各議院は、全体委員会においてしか戦争についても講和についても討議することができない。

第三三五条 フランスに居住するかまたは居住しない外国人は、

その外国人またはフランス人の親族を相続する。かれらは、フランス市民と同様に、法律によって認められたあらゆる手段によって、フランスにある財産を契約をすることができ、取得し受け取ることができ、その財産を処分することができる。

第一三編 憲法改正

第三三六条 経験上憲法のなんらかの規定が不適当と感じられた場合、元老院がその改正を提案する。

第三三七条 この場合、元老院の提案は、五百人会の承認に付せられる。

第三三八条 九年のうちに、五百人会の承認をうけた元老院の提案が、少くとも、各々三年の間隔をおいた三時期におこなわれたときに、改正議会が召集される。

第三三九条 この議会は、各県二人の議員で形成され、立法府の議員と同じ方法で全員選挙され、元老院によって要求されると同じ要件で集まる。

第三四〇条 元老院は、立法府がある場所から一〇万メートルはなれた場所を、改正議会の集会のために指定する。

第三四一条 改正議会は、前条で定められた距離を守って、その駐在の場所を変更する権限をもつ。

第三四二条 改正議会は、立法府や政府のいかなる職権も行使しない。その権限は、立法府によって改正議会に指示された憲法の条項だけの改正に限られる。

第三四三条 改正議会によって提案された変更が人民によって承認されないかぎり、憲法のすべての条項は、例外なく、つづけて実施される。

第三四四条 改正議会の議員は、共同で討議する。

第三四五条 改正議会が召集されるときに立法府議員である市民は、改正議会の議員として選挙されえない。

第三四六条 改正議会は、その決定した改正案を第一次集会に直接に提案する。

改正議会は、この改正案が第一次集会に提案されるとすぐに解散される。

第三四七条 いかなる場合においても、改正議会の期間は、三月を超えることができない。

第三四八条 改正議会議員は、その職権の行使において、発言するか書いたことのために、いかなる時においても、捜索も、起訴も、裁判もされることはない。

その任期中、改正議会議員は、改正議会の議員じたいの決定によるのでなければ、裁判にかけられることはできない。

第三四九条 改正議会は、いかなる公の儀式にも参加しない。

改正議会議員は、立法府議員と同じ手当をうける。

第三五〇条 改正議会は、その駐在する市町村において警察権を行使または行使させる権限をもつ。

第三五一一条 公務員がその職務の行使に関連しても、以外の優

越性は、市民のあいだに存在しない。

第三五二条 人間の自然権に反する修道の誓も、いかなる約束も法律が認めない。

第三五三条 何人も、話し、書き、その思想を印刷しかつ出版することを妨げられえない。

文書は、その公表以前にいかなる検閲にも付せられることはない。

何人も法律が予め定める場合をのぞいては、かれの文書または出版物について責任を負わせられえない。

第三五四条 何人も、かれが選んだ宗教的儀式を、法律に従つておこなうことを妨げられない。

何人も、宗教的儀式の支出にたいし寄付することを強制されえない。共和国は、いかなる聖職者にも給料を支払わない。

第三五五条 特権、親方、同業組合代表者職、出版・商業の自由の制限、すべての種類の職業を営むことにたいする制限は在存しない。

情況がそれを必要とするとき制定される、この分野の制限法は、本質的に臨時のであり、かつ正式に更新されないかぎり、最大限一年間しか効力をもたない。

第三五六条 公の風習、市民の安全と健康に關係する職業については、特別に法律によつて監督する。ただし、これらの職業の許可を、なんらかの金錢の提供に依存させることはできない。

第三五七条 発明家の褒賞またはかれらの発明物またはかれらの製作物の排他的な財産権の維持については、法律がこれを定めねばならない。

第三五八条 憲法は、すべての財産権の不可侵性を保障する。

適法に確認された公の必要がその犠牲を要求するものには正当な補償が与えられねばならない。

第三五九条 各市民の住居は侵すことのできない避難所である。

夜間には、火災、洪水または住居の内部からの要求の場合を

のぞいては、何人もその内に入る権利をもたない。

昼間には、法上の機関の命令をそこにおいて実施することができる。

いかなる家宅搜索も、法律にもとづき、かつ搜索を命じる文書に明白に指定された人または物にたいして以外には、おこなわれない。

第三六〇条 公の秩序に反する組合も結社も作ることができない。

第三六一条 市民のいかなる集会も、人民団体と自称することができない。

第三六二条 政治問題に従事するいかなる特別団体も、他の団体と連絡をとることができず、他の団体に合併することができず、団員とたがいに区別される参列者から構成される公開の会議を開くことができず、入団と被選挙資格の条件を課すこともできず、除名の権利を僭取することもできず、その団員にその団体のいかなる外面向的な徽章をつけさせることもで

きない。

第三六三条 市民は、第一次集会または市町村集会における場合をのぞいては、その政治的権利を行使することができない。

第三六四条 すべての市民は、公機関に請願書を提出する自由をもつ。ただし請願書は個別的でなければならぬ。それが法上の機関でなく、かつその権限に属する事項についてだけではない場合には、いかなる結社も集団的に請願書を提出することができない。

請願者は、法上の機関にたいする正当な尊敬を決して忘れてはならない。

第三六五条 武装した騒擾はすべて、憲法にたいする犯罪である。武装した騒擾は、即座に、武力によって一掃されねばならない。

第三六六条 武装しない騒擾はすべて、まず口頭の命令により、そして、必要ある場合は、軍隊の使用によって、おなじく一掃されねばならない。

第三六七条 いくつかの法上の機関は、合同して討議するために、決して集会することができない。そのような集会から生じたいかなる文書も執行されえない。

第三六八条 何人も、以前に行使した職務またはおこなった勤務を思いださせる特異な徽章を身につけることはできない。

第三六九条 立法府議員、およびすべての公務員は、その職務の行使の間、官服または与えられている権力の標章を身につ

ける。その様式は法律がこれを定める。

第三七〇条 いかなる市民も、公務に応じて、法律によつて与えられている手当または俸給を、その全部もその一部も、放棄することができない。

第三七一条 共和国に画一的な度量衡が存在する。

第三七二条 フランスの紀元は、共和国の建設の日、一七九年九月二二日にはじまる。

第三七三条 フランス国民は、いかなる場合においても、一七八九年七月一五日以来その祖国をみすて、亡命者にたいして発せられた諸法律において定められた例外条項に含まれないフランス人の帰国をゆるさないことを宣言する。またフランス国民は立法府にたいし、この点について、新例外規定を設けることを禁止する。

亡命者の財産は、共和国の利益のため、決定的に獲得される。

第三七四条 フランス国民は、おなじく、公約の保証として、つきのことを宣言する。すなわち、その起原が何であれ、国有財産の適法におこなわれた競売ののちの、正当な獲得者は、その所有権を奪われない。ただし必要ある場合に、国庫によって賠償されるべき第三身分の請求者にたいしては別である。

第三七五条 第一三編の規定にしたがい、改正の方法によつておこなわれる改正をのぞいては、憲法によつて設けられたいかなる機関も、憲法をその全体においても、そのいかなる

部分も、これを変更する権限をもたない。

第三七六条 共和国の存続と維持および繁栄が主として依存するものは、第一次集会および選挙会における聰明な選択であるということを、市民はたえず思い出すであろう。

第三七七条 フランス人民は、この憲法の保管を、立法府と執政府と行政官および裁判官の忠誠に、家長の監視に、妻と母親に、若い市民の愛情に、すべてのフランス人の勇氣に委ねる。